

「選挙妨害」や「虚偽事項の公表」は

犯罪です



有権者や候補者などへの暴行や威迫、
集会や演説の妨害、文書図画の毀損など、
選挙の自由を妨害することや、**当選させない目的をもって、**
候補者に関して虚偽の事項を公にし、
又は事実をゆがめて公にする（SNSでの発信も含まれます）
ことは**処罰**の対象となります（公職選挙法225条、235条2項）。

私たち有権者は、
候補者の政見、政党の政策などを知り、
私たちの思いを実現する人々を選び、投票することが大事！
そのためには、
選挙が自由かつ公正に行われなければならないのです。
投票の自由や選挙運動の自由を
妨害するような行為は選挙の自由妨害罪として処罰されます。
また、公職の候補者に関して虚偽の事項を公にすることは、
処罰の対象となり得ますので、SNS等の発信（拡散）に
当たっては、**情報の真偽をよく確かめてから**
発信するようにしましょう。

ルールを守って、明るい選挙!



「選挙のめいすいくん」の家族